平成２０年（フ）第３１６号
北海道中川郡幕別町錦町73番地、破産手続開始時の住所北海道帯広市大空町７丁目１番地５
破産者　神谷　　昇
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
山形市北町２丁目１番18―105号　クレール北町
破産者　佐藤　利佳
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１３号
山形市南館３丁目22番31号　安孫子アパート１階
破産者　佐藤　純一
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２８号
山形市大字風間55番地
破産者　森谷　弘美
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３２号
福島県郡山市桑野２丁目27番７号
破産者　武田　　繁
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２９３６号
横浜市中区石川町１丁目54番地
破産者　大谷　孝美
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５３号
京都府久世郡久御山町林北畑105―24―304
破産者　廣岡　康昭
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７７４号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―612号
破産者　村上　實男
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８４号
大阪府阪南市鳥取620番地の１シャルム大植402号、住民票上の住所大阪府阪南市鳥取620番地の１―403号、住民票上の前住所大阪府阪南市尾崎町２丁目20番３号
破産者　中谷運送店こと　中谷　健一
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
大阪府貝塚市東山２丁目16番６号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目23番９号
破産者　森下　毅彦
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２４号
大阪府阪南市下出295番地の８
破産者　ティーエムメンテナンスこと　松島　隆
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
大阪府阪南市下出295番地の８、前住所大阪府阪南市石田600番地の６―22棟205号
破産者　松島喜久子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９２２号
大阪府泉大津市池浦町１丁目20番３―９号
破産者　三浦　義久
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５８号
大阪府貝塚市石才324番地の11
破産者　松の前商会こと　駄道　秋江
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９７９号
大阪府泉南市新家1815番地の１泉南コーポラス303号、前住所大阪府泉南市幡代２丁目18番15号
破産者　Ｏ．Ｓ．Ａクリーンサービスこと　大嶋　健義
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９４号
大阪府泉佐野市中町１丁目５番11―304号
破産者　畠山　啓治
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９５号
大阪府岸和田市上松町3023番地西出ハイツ101号、前住所大阪府岸和田市大町４丁目２番32号
破産者　永野　純子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９９６号
大阪府和泉市箕形町１丁目６番25―306号、前住所大阪府岸和田市大町４丁目２番32号
破産者　樋口　清子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００７号
大阪府和泉市伏屋町５丁目９番１―409号、前住所大阪府堺市南区御池台２丁６番10―201号
破産者　増井　宏美
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係